

時効がある手続きリスト

該当したらチェック☑して、早めに手続きするようにしてくださいね。



ご臨終より

時効がある手続き

1年で時効

遺留分減殺の請求

2年で時効

- 葬祭費給付請求
- 埋葬費給付請求
- 高額療養費の支給申請
- 国民年金の死亡一時金請求（寡婦年金かいずれかの受け取りが可能）

3年で時効

生命保険金の請求、保険料の返還請求

5年で時効

- 寡婦年金の受給申請
- （業務または通勤で亡くなった労働者の遺族の場合）遺族補償給付・葬祭料・遺族給付・葬祭給付の請求
- 未受給年金の受給
- 児童扶養手当の認定請求

大丈夫ですか？もしも困ったことがあったら
相続遺言相談課無料相談ダイヤル

0120-73-4936 に、でんわしてくださいね。

